

各國清涼飲料稅



一四六、一一

英國清涼飲料稅

テーブルウォーター稅

第一課稅物件及稅率

(一) 一九一六年財政法

テーブルウォーターニハ次ノ消費稅ヲ課ス

(1) 砂糖其他ノ甘味ヲ含ミ又ハ酸酵飲料

一ガロンニ付 四片

(2) 其他ノモノ

一ガロンニ付 八片

〔注意〕 テーブルウォーター中ニシロップ其他稀釋シテ飲料ニ供スルモノヲ包含セス

ハーブビールノ場合ニハ一ガロンニ付ニ片ノ稅ヲ課ス

(二) 一九三三年財政法

一ガロン四片課稅ノモノヲ一ガロンニ片課稅ト改ム

(三) 一九三四年財政法

一ガロンニ片課稅ノモノヲ廢止ス

第二納稅義務者及納期

テーブルフォーターノ製造業者ヲ以テ納稅義務者トナシ、製造業者ハ各週ノ中一仕事日迄ニ前土曜日ヲ以テ終ル一週間内ニ販賣セルテーブルフォーターニ對スル租稅ヲ納付スルヲ要ス

サイター稅

第一課稅物件及稅率

(一) 一九一六年財政法

サイターペリーニ對シ一ガロンニ付四片ノ消費稅ヲ課ス

(二) 一九二三年財政法

サイターペリーニ對スル稅ヲ廢止ス

第二納稅義務者及納期

サイターペリーノ製造業者ヲ以テ納稅義務者トナシ、製造業者ハ各週ノ中一仕事日迄ニ前土曜日ヲ以テ終ル一週間内ニ移出スル販賣シタルサイターペリーニ對スル租稅ヲ納付スルヲ要ス

米國清涼飲料稅

シロップ、越綫斯、ソフトドリンク、鑛水及炭酸瓦斯ニ對スル租稅

(一九一七年ノ戰時歲入法)

(一) シロップスハエキス(ソーダファウンテイン、燻詰製造所、ソノ他類似ノ場所ニ於テソフトドリンクノ製造ニ使用スルモノ)

- 一ガロン 一・三〇弗以下ニテ販賣セラル、モノ 一ガロンニ付 五仙
- 一ガロン 一・三〇弗ヲ超エニ弗以下ニテ販賣セラル、モノ 一ガロンニ付 八仙
- 一ガロン 二弗ヲ超エ三弗以下ニテ販賣セラル、モノ 一ガロンニ付 十仙
- 一ガロン 三弗ヲ超エ四弗以下ニテ販賣セラル、モノ 一ガロンニ付 十五仙
- 一ガロン 四弗ヲ超エテ販賣セラル、モノ 一ガロンニ付 二十仙

(二) 醱酵セタル葡萄酒、ソフトドリンク、人造鑛水(炭酸ヲ加ハサルモノ)スハ醱酵飲料

- ニシテ酒精含有分 $\geq 2\%$ ニ達セサルモノ 一ガロンニ付 一仙

(2) チンチャイエール、ルートビール、サルサパリラ、沸騰飲料及其他ノ炭酸含有

- 飲料水 一ガロンニ付 一仙

但シ炭酸瓦斯ノ製造者カ飲料ヲ製造セズ炭酸瓦斯ノ儘販賣シクル
トキハ
炭酸瓦斯一封度ニ付五仙

(三) 天然鑛水又ハ食卓飲料水

一「ガロン」一ロ仙(卸値)以上ニ販賣セラル、モノ
一「ガロン」一仙

○製造者、生産者、場ニ詰メル者又ハ輸入者ノ申告

製造者、場詰人又ハ輸入者ハ毎月宣誓ヲ為シ主クル營業所ノ存在ニル
徵稅区ノ徵稅官ニ對シ施行細則ニ從ヒ租稅賦課ニ必要ナル申告ヲ為
スヲ要ス。

輕飲料水ニ對スル租稅 (一ルニニ年一歲入法)

(一) 全部又ハ一部穀類又ハ其ノ代用物ヨリ成ル飲料

酒精含有分 $\frac{1}{2}$ %ニ達セザルモノ
一「ガロン」ニ付二仙

(二) 醱酵セザル果實液 及其ノ類似品ニシテ水又ハ氷ト砂糖トヲ加ヘテ飲料ニ
供スルモノ
一「ガロン」ニ付二仙

(2) 炭酸含有飲料 (シロップヲ用ヒスシテ越幾斯^{イキ}ニヨリ製造適合シタルモノ)

一「ガロン」ニ付二仙

(三) 沸騰セザル飲料

酒精含有分 $\frac{1}{2}$ %ニ達セザルモノ
一「ガロン」ニ付二仙

(四) 天然、人造鑛水、食卓飲料水 (炭酸ヲ加ヘタルト否トヲ問ハス) 及其類似品

一「ガロン」十二仙半(卸値)以上ニテ販賣セラル、モノ
一「ガロン」ニ付二仙

(五) シロップ
一「ガロン」ニ付九仙

但炭酸含有飲料ノ原料タルトキハ
一「ガロン」ニ付五仙

(一) 又ハ(三)ノ租稅ヲ賦課セラル、飲料ノ原料タルトキハ課稅セズ

(六) 炭酸瓦斯

自用タルト販賣タルトヲ問ハス炭酸瓦斯一封度ニ付 四仙

以上列挙セル物品ノ製造者、生産者又ハ輸入者並ニ炭酸瓦斯飲料
ノ製造者又ハソーダファウンテーン、アイスクリームバラ^イ其他類似ノ營業經

業者ニ炭酸瓦斯ヲ販賣セル者ハ毎月当該物品ニ関シ主タル營業
所ノ存在スル徵稅区ノ徵稅官ニ宣誓ノ上申告ヲ為シ租稅ヲ納付ス
ハシ
納稅期日ニ租稅ヲ納付セザルトキハ五%ノ罰金ヲ附加シ且納稅期
日ヨリ毎月一%ノ利子ヲ支拂ハシハ。

一九二四年一月一日起

獨逸國ニ於ケル清涼飲料ニ對スル課稅方法便覽

一、立法例

- (1) 一九一八年七月二十六日ノ『鑛水及人造飲料ノ課稅ニ関スル法律』
ニヨリ清涼飲料稅ヲ新設シ、同年八月一日ヨリ実施ス
- (2) 一九二二年四月八日ノ法律ニ依リ稅率ヲ倍加ス
- (3) 一九二三年八月十日ノ法律ニヨリ同年九月一日以降廢止ス
但シ『人造飲料』ノミハ引續キ『麥酒類似飲料』トシテ麥酒
稅法ニヨリ課稅セララル

二、課稅物件

14) 清涼飲料稅ニ関スル獨立的ノ現行法無シ

- (1) 營業的ニ汲取セララル、天然鑛水
- (2) 人造鑛水
- (3) 『レモネード』及其他ノ人造飲料

- (4) 人造『レモナード』蜜
- (5) 人造『レモナード』蜜原料

但シ
 (1) 国内ノ消費ニ充ツル目的ヲ以テ密閉容器ニ入レ販賣セラレ本法
 以外ノ課税ヲ受ケサルモノニ限ル

三、免税

- (1) 輸出セラル、モノ
 - (2) 清涼飲料ノ製造人ニ原料トシテ供給セラル、人造『レモナード』蜜及
 人造『レモナード』蜜原料
 - (3) 製造場内ニテ製造従業者ノ飲用スルモノ
- 四、納税義務者

五、租税義務ノ發生時期

- (1) 引取人ニ引渡シタルトキ又ハ製造場内ニテ飲用シタルトキ
- (2) 輸入シタル場合ハ國境通過シタルトキ

六、税率

- | | | | |
|---------------------|------|------|------|
| (1) 鑛水 | 一立ニ付 | 九布 | 一〇布 |
| (2) 『レモナード』及其他ノ人造飲料 | ク | 一〇布 | 二〇布 |
| (3) 人造『レモナード』蜜 | ク | 一麻克 | 二麻克 |
| (4) 人造『レモナード』蜜原料 | ク | 二〇麻克 | 四〇麻克 |

但シ
 (1) (2)ノ課税物件ガ聯邦參議院ノ決定シタル限度ヲ超ユル酒精

七、納期

分ヲ含有スルトキハ前記税率ノ二倍トス
課税物件ノ数量、容器ノ数及容積ニ從ヒテ計算ス

- 11) 翌月ノ末日 但シ納税義務者ガ屢々租税ヲ支拂ハサリシトキ又ハ滞納スヘキ虞アルトキハ即納セシメ又ハ担保ヲ供セシムルコトヲ得
- 担保ヲ提供シタルトキハ三月以内ニ納付スルコトヲ得
- 12) 輸入品ニアリテハ流通行程ニ入ルトキ

佛國清涼飲料税

一回 九

○佛國ニ於テハ鑛水税ト稱セラレ天然、人造、鑛水、瀘過殺菌水、瓦斯含有飲料水及ヒ其原料タル藥品、液体炭酸瓦斯ヲ以テ課税物件トナス。一九一六年大戦中ニ創メラレタル新税ナリ。

○税率ヲ示セハ左ノ如シ

一、天然、人造鑛水、瀘過殺菌水税

藏出ノ際ノ一瓶ノ賣價三十サンケム以下ナル時 一五又ハ其端數每、五サンケム

三十サンケムヲ超ユル時

タ

十サンケム

但シ鑛泉所在ノ市町村ハ一瓶ニ付一サンケムノ附加税徴收ヲ要求スルコトヲ得若シ其ノ收入額ニシテ該市町村ノ通常財源額ヲ超ユル時ハ其超過額ヲ府縣ノ收入トナス

二、瓦斯含有飲料及ラムネ税

一五又ハ其端數每

五サンケム

三人造鑛水、瓦斯含有飲料及ラムネ、原料タル散藥類、塩類及銀劑類稅

賣藥稅舊稅率ノ二倍トス
即チ 賣價〇・五〇法以下ナル時 〇・二〇法

〇・五〇法ヲ超エ一〇法以下ナル時 一法又ハ其端數毎ニ 〇・二〇法

一〇法ヲ超エル時 五法又ハ其端數毎ニ 一〇〇法

四筒詰液体炭酸瓦斯 一蛇ニ付 二法

六、鑛詰液体炭酸瓦斯 十瓦ト其端數毎ニ 五センチム

〇製品課稅ノ場合 徵稅

本稅ハ製造者製造場ヨリ搬出スル時又ハ外國ヨリ輸入スル時之ヲ

徵收ス。製造者ハ製造高申告、義務ヲ負ヒ同稅官廳ハ必要ニ

應シテ臨檢査ヲナシ以テ脫稅防止ニ努ム

天然、人造鑛水、鑛詰ヲナス店舗ハ製造場ト見做サル從テ此種店舗

ニ宛テ移出セラル、鑛水ニ對シテハ未納稅移出ヲ認ムルモ特ニ報告

當テ徵稅製造高ヲ明カニシ、仕入高一達セサル時ハ仕入高ヲ課稅トシテ課稅シ、之反シテ仕入高ヲ超エル時ハ超過額ヲ徵收ス。

清涼飲料製造業者ハ製造開始ノ八日前ニ之ヲ官廳ニ申告ス、ハ

義務ヲ負ヒ、瓦斯含有飲料製造器具又ハ液体炭酸瓦斯ニ付

裝填用器具ヲ所持スル者ハ、所持ヲ始メタル時ヨリ五日以内ニ之ニ官

廳ニ申告ス、ハ義務ヲ負フ。

輸出清涼飲料、製造者ハ常ニ未納稅移出ヲ認ムル。

〇原料品課稅ノ場合、徵稅

瓦斯含有飲料製造器具又ハ液体炭酸瓦斯ニ付裝填用器具ヲ

所持スル者ニ宛テ發送セル原料品タル散藥類、塩類及錠劑類ニ對

シテハ前掲ノ稅率ヲ以テ稅シ其製田ニハ課稅セズ。

液体炭酸瓦斯製造業者ハ之ヲ同稅官廳ニ申告シ一定形式ノ帳簿

ヲ備ヘテ製品引渡ヲ殘レナク記録シ官廳ノ請求アリタル時ハ直チニ

之ヲ示スルニトテ要ス。液体炭酸瓦斯ノ容器ニ荷受人、如何ニ関
セズ常ニ標識及番號ヲ附シ其ノ搬出ニ當リ前掲ノ税率ヲ賦課ス。
但シ瓦斯含有飲料製造器具又ハ液体炭酸瓦斯ニ栓裝填用器
具ノ所持者が荷受人タル場合ニハ特ニ未納税移出ヲ認メラレ該許可
證ニハ該容器ノ標識及番號ヲ示シ所定税額ノ二倍ニ相當スル額ヲ
保證金トシテ納付セル事ノ記入アルコトヲ要ス。

外國ヨリ輸入セラレタル筒詰液体炭酸瓦斯ニモ亦標識及番號ヲ附
スヘク荷受人、如何ニ関セズ輸入ノ際前掲ノ税率ヲ以テ消費税ヲ賦課
ス。罐詰液体炭酸瓦斯ノ輸入ニハ前掲ノ如ク特ニ税率ヲ増課セリ。
○申告セスシテ瓦斯含有飲料製造器具又ハ液体炭酸瓦斯ニ栓裝填
用器具ヲ所持スル者、輸入又ハ搬出ノ際所定ノ税ヲ納メタル液体炭酸
瓦斯ヲ所持スル者、其他故意又ハ過失ニ依リテ本税ヲ逋脱セント
セル行爲及本法ノ違反アリタル者ハ没収及逋脱セントセル税額ノ五倍

ニ相當スル額ノ課税ヲナス外罰金トシテ五十法ヲ納メシム但シ三年内ニ於
ケル再犯ノ時ハ罰金額ヲ特ニ倍加ス。

併貨一法ヲ稱貨四十才トシテ稅率ヲ換算スルハ左ノ如シ

一、天然^{又ハ}人造鑛水瀘過^{又ハ}殺菌水稅

藏出ノ際ノ賣價一瓶十二才以下ナル時 五合五勺^{又ハ} 其端數每^二 二才

十二才ヲ超スル時 四才

市町村ノ為ニ認メラル、附加稅ハ一瓶ニ付四厘ノ割合ナリ

二、瓦斯含有飲料^及ラムネ稅 五合五勺^{又ハ} 其端數每^二 二才

三、人造鑛水 瓦斯含有飲料^及ラムネノ原料タル散葉類塩類^及

錠劑類稅

賣價二十元以下ナル時

四 錢

二十元以下ナル時

四十錢其端數毎 八 錢

四十元以下ナル時

四十錢其端數毎 四 十 錢

四、筒詰液体炭酸瓦斯稅

一斗其端數毎

三 四

五、錘詰液体炭酸瓦斯稅

二斗其端數毎 四 錢

伊國鑛水印花稅々率

(二四六八詢)

一九二一年十一月一日施行

一、錘賣價五利以下ナル時

一利又ハ其端數毎 一 〇 利

五利ヲ超工十利以下ナル時

一錘ニ付 一 〇 〇 利

十利ヲ超工二十利以下ナル時

二 〇 〇 利

二十利ヲ超工二十五利以下ナル時

二 五 〇 利

二十五利ヲ超工三十利以下ナル時

三 〇 〇 利

三十利ヲ超工三十五利以下ナル時

三 五 〇 利

三十五利ヲ超工四十利以下ナル時

四 〇 〇 利

四十利ヲ超工五十利以下ナル時

五 〇 〇 利

五十利ヲ超工時

五利又ハ其端數毎ニ

五 〇 利ヲ増課ス

但シ一錘ノ容量ハ五立以下ナルヘキニトテ規定セリ